

宮城野区自動体外式除細動器（AED）貸出要領

（平成 27 年 5 月 22 日 宮城野区長決裁）

（目的）

第 1 条 この要領は、スポーツ大会やイベント等に対する自動体外式除細動器（以下「AED」という。）の貸出に関して、事務処理に必要な事項を定めるものとする。

（貸出物品）

第 2 条 貸出物品は、AED 本体一式（バッテリー・パッドを含む。）1 台とする。また申込責任者の希望により、付属する取扱説明書の貸出もできる。

2 AED の使用にあたって、職員の同行指導は行わない。

（貸出対象活動）

第 3 条 AED 貸出の対象とする活動は、市民又は市内を活動拠点とする団体が市内で主催するスポーツ大会、イベント、講習会、その他各種行事（以下「スポーツ大会等」という。）であって、市民が参加するものとする。

（申込責任者）

第 4 条 AED 借用の申込責任者は、前条に規定するスポーツ大会等を主催する市民又は団体の構成員であって、宮城野区内に住所を有する者とする。

（貸出手続）

第 5 条 申込責任者は、予め「自動体外式除細動器（AED）借用申込書」（様式第 1 号）にて申込を行い、宮城野区長（以下「区長」という。）の承認を受けなければならない。

2 申込責任者は、申込の際に、運転免許証、健康保険証、パスポート等の身分等を証明する証を提示し、本人確認を受けるものとする。

3 区長は、第 3 条及び第 4 条に該当すると認めるときは、貸出を承認し、「自動体外式除細動器（AED）貸出承認書」（様式第 2 号）を申込責任者に通知する。

4 申込み希望が多数の場合は、先着順とする。

5 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、承認をしないことができる。この場合、「自動体外式除細動器（AED）貸出不承認書」（様式第 3 号）を申込責任者に通知する。

（1）AED の管理上支障を及ぼすおそれがあるとき

（2）AED 自体の使用訓練や、私的な用件等で使用すると認められるとき

（3）営利を主な目的とした催事で使用するとき

（4）貸出希望期間にすべての AED が貸出予定のとき

（5）その他区長が不相当と認めるとき

6 第 3 項で貸出承認を受けた申込責任者は、AED の引渡日にまちづくり推進課へ貸

出承認書を持参し、借り受けることとする。申込責任者以外の者が借り受ける場合は、第2項に示す方法で本人確認を行う。

(借用申込日)

第6条 前条第1項に定める申込は、AEDの受渡しを希望する日の2ヶ月前から3開庁日前までに行わなければならない。

(貸出期間)

第7条 AEDの貸出期間は、受渡日及び返却日も含めて4日以内とする。返却日が閉庁日に該当するときは、その直後の開庁日を返却日とする。

2 区長は、必要と認めるときは、貸出期間を変更することができる。

(使用報告)

第8条 申込責任者は、AEDを使用した時は、返却の際に、AED使用報告書(様式第4号)に使用状況を記載し提出しなければならない。

(目的外使用の禁止)

第9条 第5条第3項の貸出承認を受けた申込責任者は、貸出承認を受けた目的以外にAEDを使用してはならない。

(使用権の譲渡等の禁止)

第10条 申込責任者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(免責)

第11条 区長は、AEDの使用により生じた事故又は貸出期間中の管理不備により生じた事故に対しては、その責任を負わない。

(損害賠償)

第12条 貸し出されたAEDを管理する市民又は団体は、故意又は重大な過失によりAEDを損傷したときは、その損害を賠償しなければならない。

附 則

この要領は、平成27年6月1日から実施する。

附 則(令和2年10月26日改正『様式第2号の一部変更』)

この改正は、令和2年10月26日から実施する。